航空法

１．案内情報

① 手続名　：　混雑空港に係る運航計画の変更認可
② 手続根拠　：　航空法第１０７条の３第６項
③ 手続対象者　：　本邦航空運送事業者
④ 提出時期　：　混雑空港を使用して行う国内定期航空運送事業の運航計画を変更しようとするとき
⑤ 提出方法　：　認可申請書を作成し、国土交通省航空局航空事業課へ提出して下さい。
⑥ 手数料　：　無し
⑦ 添付書類・部数　：　無し
⑧ 申請書様式　：　認可申請書
⑨ 記載要領・記載例　：　提出先となる国土交通省航空局航空事業課にお問い合わせ下さい。

２．窓口情報

① 提出先　：　国土交通省航空局航空事業課　０３－５２５３－８１１１（内線４８５２５）
② 受付時間　：　提出先にお問い合わせ下さい。
③ 相談窓口　：　国土交通省航空局航空事業課　０３－５２５３－８１１１（内線４８５２５）

３．手続情報

① 審査基準　：　航空法第１０７条の３第３項
② 標準処理期間　：　１～４ヶ月
③ 不服申立方法　：　行政不服審査法の規定による。